

新幹線プレス

2021年10月8日 No.543

発行者 杉澤秀則

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

JR東海 出向先の労基法違反を認める！

勤務指定が労基法の所定時間内に

出向先会社スリーエスの担当者から淵上さんに対して「勤務時間はJRから話があり、171、176時間の所定労働時間以内とする。」と言ってきたそうです。スリーエスに出向となった他の仲間たちも月間所定労働時間を超えない勤務指定を行うと言われているようです。つまり、出向先会社もJR東海も勤務指定が労働基準法違反であることを認めたのです。

しかし、勘違いしないでほしい！

われわれは、東海労組合員の出向者の勤務だけが労基法違反だと言っているのではない。JR東海の出向者の勤務だけを是正せよと言っているのではない。

スリーエスの勤務指定表はすべての従業員が労基法の所定時間を上回る勤務指定をされています。勤務指定表には「残業」と明記された欄があり「残業」時間が明記されているのです。

またわれわれは、スリーエスの労基法違反だけを問題にしているのではありません。多くの出向先で労基法違反の勤務指定がされているのです。JR東海会社は、すべての出向先会社に対して労基法違反の是正を要請せよ！

新幹線地本のブログを開設しました！

jrcushinkansen.sakura.ne.jp

携帯でQRコードを読めばみられます

